

# 住民活動による地区福祉活動計画策定における一考察

[—O市社会福祉協議会における地区福祉活動計画の策定事例から—]

野田 秀孝・萩沢 友一\*

Study of Welfare Activities in District Planning and Public Participation  
[—O-City Council of Social Welfare District Welfare and  
Activities Planning Case Study—]

NODA Hidetaka and HAGISAWA Yuichi

E-mail : noda@edu.u-toyama.ac.jp, hagasawa@oyabe.or.jp

## [Abstract]

Social welfare activity plan for the district by citizen participation to consider the case O city

キーワード：住民活動，住民参加，社会福祉計画，社会福祉協議会

keywords : Community action, Community participation, Social planning, Council of Social Welfare

## I はじめに

2000年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、地域における福祉の推進（地域福祉）が社会福祉の目的とされた。これまで社会福祉分野では、各論の一つとされ、傍流であった地域福祉が我が国の社会福祉の中心に据えられた。この地域福祉の推進には住民参加が不可欠であり、国民が福祉に如何に参加するかが重要な課題とされる。地域における住民活動はその生活圏域において、公衆衛生や健康維持などの生活問題の解決が以前から行われていたものであるが、様々な地域活動が行政が行う公共事業によって行われる時代背景において、次第に形骸化していった。今日の社会福祉が目的とする住民参加による地域福祉推進の沿革を概観しながら、住民活動による地域福祉の推進の課題をO市の地区福祉活動計画策定事例を元に考察する。

## II 地域福祉における住民福祉活動

我が国における住民活動は、古くは明治期にさかのぼる衛生組合に見ることができる。伝染病や感染症対策として環境衛生の問題が指摘され、地域住民

の参加による衛生組合が結成され、活動を行った。

これらの活動は、戦後GHQによる「昆虫及ソ族ヲ駆除管理スル管理ノ任命ニ関スル件」（1946年）の発令もあり、継続して行われてきた。1950年には「蚊とハエのいない生活実践運動」としてモデル地区事業が認知され、1955年6月にこの「蚊とハエのいない生活実践運動」は政府により閣議決定され、国民運動となった。これらの活動は、下水溝や便所、ごみ箱の掃除などを、主に地域社会の人々が協力し組織的に実施することにより、蚊とハエの発生を抑制し伝染病の蔓延や社会福祉を推進し、公衆衛生を維持しようとしたものである。厚生白書（昭和34年版）では、『蚊とはえの駆除運動のような地区組織活動は、そのほか母子衛生、寄生虫の予防、児童の健全育成、老人福祉、歳末助けあい運動さらには家族計画、栄養改善など保健福祉の各種の問題にわたって必要とされるのであり、これらの問題に対する行政施策の推進と並行し、地域地域の実情に即した民間活動を展開することはさし迫った要請となっており、このため、政府においては三四年度からとくに財政措置をこうじ、地区組織活動の育成に乗りだすこととなつたことを付記しておこう。』と記載されている。

1960年代から1970年代にかけては、都市を中心に地域における生活を支えるライフラインの整備や、

\*小矢部市社会福祉協議会福祉活動専門員

新たな人間関係やコミュニティを築くための学校・公民館整備が急がれた。公衆衛生における住民活動はその多くをいわゆる「公共事業」に取って代われ、下火になっていった。一方で社会福祉分野においては、1957年に全国社会福祉協議会が、地域組織推進委員会を設置し市町村社会福祉協議会当面の活動方針を制定した。社会福祉協議会の目標を、地域における福祉の状態の克服とし、アメリカ理論のコミュニティ・オーガニゼーションをベースに社会福祉協議会が住民活動を展開していった。1962年に社会福祉協議会基本要項を制定し、住民主体の地域組織化活動の推進を中心的に進めることとなった。

1980年代では、人口の流動化が一段落を迎え定住化が進み、核家族化の定着や高齢化問題などの社会的問題が大きく取り上げられ、医療や福祉に関する施設整備の必要性から急速に整備されていった。

在宅福祉の整備が必要とされたが、社会福祉は基本的に低所得者を対象とするものであり、中所得以上の階層には、在宅福祉サービスは利用できない状況であった。また、在宅福祉サービスは労働集約的であり、採算性などの問題で市場からの確保は難しいものであった。このような状況で、都市部を中心として、住民が会費を支払って互助組織に加入し、利用者が当該組織からサービスの提供を受ける場合に何らかの対価を支払うという形態による在宅福祉サービスの提供、最低賃金基準以下で謝礼をとって活動をする有償ボランティアなどが生まれた。

1990年代には、老人福祉法の一部改正としての福祉八法改正において、在宅福祉サービスを法の中に明確に位置付け、その権限を市町村委譲し一元化を行った。また、市町村による老人保健福祉計画の策定義務において、サービスの量を市町村レベルで計画化した。これにより高齢者福祉のための社会資本投資が積極的に行われ、地域に福祉施設の整備が進む。イギリスにおけるコミュニティケア改革の消費者重視の考え方や、我が国の措置制度に対する批判もあり、社会福祉基礎構造改革の議論へとすすみ、利用者本位の理念のもと、福祉サービス利用者を行政処分の対象ではなく、サービス契約の主体者と位置づける方向性が形作られた。一方で、1980年代に見られた住民活動や有償ボランティアは、住民参加型福祉として注目されるようになった。

1990年に社会福祉基礎構造改革が議論され、社会福祉サービスの利用者は、行政処分である措置の

対象ではなく、主体的に福祉サービスを選択し契約する利用者とする考え方に改めること。地域における福祉の推進という「地域福祉」を、社会福祉の重要な目的にすることなどの改革案が示された。2000年に社会福祉事業法を改正し名称も社会福祉法と変更した。この地域における福祉の推進は、住民参加で行われることとされた。この住民参加型福祉は特定非営利活動推進法のもとで、法人化をはかり社会的な地位を確立するに至る。

このように我が国の社会福祉は、1951年に制定された社会福祉事業法によって規定され、半世紀にわたって行われてきた。社会福祉の歴史からみると、社会福祉は行政主体で行われるものであり、住民参加等を基本とする地域福祉は傍流であった。戦後の社会福祉は、国家責任のもとに行われ、国の機関委任事務として行政処置を基本とする行政主導ものであり、市町村は国の出先機関であった。その間、日本の社会は劇的ともいえる変化をしてきている。高度産業化、過密・過疎化、核家族化など社会構造や生活構造が大きな変化を遂げた。このような変化に対応するため、1990年代から社会福祉基礎構造改革の議論が進み、2000年になって社会福祉法を改正し、住民参加による地域における福祉の推進が、我が国の社会福祉の目的とされるに至った。

### Ⅲ 住民福祉活動の計画化

社会福祉の分野において我が国の住民活動は、生活に密着した公衆衛生などにその系譜を見ることができ、戦前のセトルメント活動などに見られるようにその地域の生活改善や開発も視野に入れながら、戦後の社会生活環境の変化と共に、住民活動も変化してきた。

前述したように、1951年に社会福祉事業法制定により、社会福祉事業の定義とその実施体制が決定され、公的な福祉は福祉事務所を中心に措置により行い、民間の福祉は社会福祉協議会や共同募金が行うという構造ができあがった。1953年に全国社会福祉協議会はコミュニティ・オーガニゼーション理論を支柱に『社会福祉協議会読本』（牧賢一著）を刊行し、計画化を通して社会事業を科学化することを提起している。

1960年代から1970年代には、住民活動で担ってきた多くの活動が公共事業化されるに伴い、社会福

社の分野では、アメリカのコミュニティ・オーガニゼーション理論の影響を受けて、社会福祉協議会の地域福祉化という方法で展開された。これらは地域の住民の相互作用を中心とした住民活動として捉えることができる。また、行政では経済発展優先的な全国総合開発計画の影響を受け、経済・地域開発が政策課題となりコミュニティ・デベロップメントの考え方を取り入れた地域福祉の計画化がなされた。

1970年代から1980年代には低経済成長下の社会資本抑制の中で、イギリスのコミュニティケア改革の影響を受け在宅福祉の推進が展開された。1981年の社会福祉事業法の改正によって市町村社会福祉協議会が法制化され、全国社会福祉協議会は1983年に「市区町村社会福祉協議会強化計画」を策定した。これは地域における計画能力を備えた中核的福祉推進機関となることを目指したものである。1984年に全国社会福祉協議会は『地域福祉計画—理論と方法』を刊行した。この内容は、市民参加を重要な柱と捉える活動・行動計画、公私の関係者や住民が参加して共同して作成する公私協働の計画の2点が強調されている。このことは、従来からの相互作用モデルによる地域組織化活動に加えて、技術モデルによる計画活動の推進と考えることができる。

1990年代からは高齢化社会の到来予測などから福祉の対象を低所得者から一般化に向ける中で「住民参加型福祉」の展開や「利用者本位」の考え方で社会福祉は進められるものとなってきている。国は、1992年の社会福祉事業法を改正し福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成4年法律第81号））を制定し、社会福祉に携わる人材の確保と併せて、国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置についても国として指針を示すこととした。それを受けて、1993年4月に「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」（厚生省告示第116号）が告示されている。1992年に全国社会福祉協議会は市町村の社会福祉計画化を基調とする社会福祉改革の動向を受ける形で、「新・社会福祉協議会基本要項」を策定し、従来、社会福祉協議会が策定してきた地域福祉計画を「地域福祉活動計画」に名称を改め「地域福祉活動計画策定指針」を発表した。この指針では、『地域福祉計画—理論と方法』で示した基本的性格を継承しつつ、社会福祉協議会が「誰もが安心して

暮らせる社会」の実現を目指して民間活動を組織化し、協働の取り組みを強化するために「地域福祉活動計画」を策定するとした。この計画は民間の計画であるという立場を明確にし、行政や行政計画との関係は、社会福祉協議会が主体となって策定する社協策定型、行政と一体になって策定する一体型を提起している。

2000年には、1990年代からの社会福祉基礎構造改革の議論を経て、社会福祉事業法が社会福祉法に改正された。地域における福祉を住民参加で目指すことが目的とされ、市区町村において、社会福祉分野の総合的計画である地域福祉計画を住民参加でもって策定することが努力義務とされた。社会福祉協議会に対しては、社会福祉法の中で地域福祉を推進する中核的な組織と位置づけられた。

地区福祉に関しては、2002年に社会保障審議会福祉部会から「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」が発表され、地域福祉推進の基本的な目標として、地域社会の全構成員が「協働」することの重要性を指摘しつつ、地域福祉推進において、市町村の中で、住民の生活圏に近い福祉区での住民活動の考え方が示されている。福祉区とは市区町村にある従来の小学校区や中学校区に必ずしも合致しなければならないものではなく、各地域の生活実態に応じて柔軟に決定されるべきものであるとしている。

住民参加に関して厚生労働省は2007年に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（厚生労働省告示第289号）を告示し、国民の社会福祉への積極的参加を即している。

住民の活動に関して厚生労働省は、2008年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」から『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—』を発表した。その中で、生活圏域にもとづく地区の設定を行い、地区を単位に生活ニーズを的確に把握すること。及び、地区の資源を活用した効果的な生活支援のシステム構築を提起している。

社会福祉変遷を概観してみると、社会福祉3法制定時代から、少子高齢化時代に至るまでに、社会福祉の領域の拡大やニーズおよびサービス量の増大があり、これらに対して、諸資源を効率的に調達、提供したりするために、社会福祉の計画化が不可欠

であったと考えられる。住民活動に関しては、行政の社会福祉実施体制と平行して、社会福祉協議会において住民活動による福祉の推進がなされてきており、コミュニティ・オーガニゼーションやコミュニティ・ワークによる社会福祉援助技術の展開と共に進められてきた。社会福祉基礎構造改革推進の中で、社会福祉の分権化・計画化により、市区町村行政の役割が重要視され、社会福祉法により住民参加による地域における社会福祉の推進が我が国の社会福祉の目的とされるようになり、住民参加は福祉に不可欠とされた。

市区町村が社会福祉計画化において、資源や住民ニーズの充足のための社会福祉サービスにおいて重要な役割を担うと共に、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的組織と位置づけられ、地域の生活課題を住民の相互作用で解決する方法だけではなく、社会福祉方法論の技術を駆使して地域課題の解決に対して住民主体の住民活動を計画的に展開していくという方向性になっている。

#### IV O市社会福祉協議会における地区福祉活動計画策定の背景と実際

O市は、人口約32,000人、世帯数約9,850、高齢化率約29%、年少人口率約11%（2011年12月末現在）の都市である。人口流出、少子高齢化、世帯規模の縮小化が年々すすみ、民生委員児童委員協議会

による調査によると、一人暮らし高齢者が約500世帯（2011年度現在）にのぼり、全世帯のうち約5%を占めている。兼業農家比率が93%（2005年度現在）であり、農業の盛んな地域である。1967年までに市内すべての地区（18地区）に社会福祉協議会（以下、地区社協）が結成され、以来、地区社協は小地域における中核的な地域福祉推進組織となっている。ここでいう地区とは、明治時代の村の単位であり、1地区あたりの平均世帯数は、約550世帯である。

O市社会福祉協議会（以下、O市社協）は、1992年度より市地域福祉活動計画の策定に取り組み、2012年度からは第4次の計画を推進している（表1）。

2003年に全国社会福祉協議会が示した「地域福祉活動計画策定指針」では、これからの計画づくりに向けて、①地域福祉計画および地域福祉活動計画の一体的策定、②計画づくりを住民福祉活動そのものとして捉え、地域の福祉課題の把握・明確化、課題解決のための計画の策定、計画の実施、評価といった一連の過程における住民参加に取り組む、③福祉サービスの多様化や福祉活動や福祉サービスを実施する市民活動の広がりが進み、こうした幅広い団体や活動を地域福祉の担い手として位置づけ、協働や連携を積極的に図るため、民間活動相互の協働計画としての性格を明確にする、といった3点が必要であるとしている。このように、この計画は、一貫して住民主体により策定し、推進されるものでなく

表1 O市地域福祉活動計画の策定態勢の推移

	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
策定方法	策定委員会からの意見をもとに策定	策定委員会からの意見をもとに策定	①住民意識アンケート結果 ②第1次地区福祉活動計画 ③市の未来像アンケート結果（中学生対象） ④策定委員会からの意見 ①～④をもとに策定	①第2次地区福祉活動計画 ②地区住民懇談会 ③各種団体・福祉施設・病院懇談会 ④策定委員会からの意見 ①～④をもとに策定
策定委員会の構成	各種団体、専門機関、施設、行政	各種団体、専門機関、施設、行政	各種団体、専門機関、施設、行政	各種団体、専門機関、施設、行政
計画策定の提案主体	市社協	市社協	市社協	市社協
計画策定方法モデルの提案主体	市社協	市社協	市社協	市社協
計画推進期間	平成4年度～11年度	平成13年度～17年度	平成19年度～23年度	平成24年度～28年度
計画策定事務局	市社協	市社協	市社協	市社協

表2 地区福祉活動計画の策定態勢の推移

	第1次計画注 <sup>1)</sup>	第2次計画注 <sup>2)</sup>
策定済地区数	8地区	18地区
策定方法	福祉意識アンケート調査（全世帯対象）を参考に、地区社協が策定	計画策定検討委員会による策定方法モデルを参考に、地区社協の創意工夫により策定
策定委員会の構成	地区社協長、地域福祉サポーター、民生委員児童委員、高齢福祉推進員	地区社協長、地域福祉サポーター、町内会、各地域組織、民生委員児童委員、高齢福祉推進員
計画策定の提案主体	市社協	市社協
計画策定方法モデルの提案主体	市社協	計画策定検討委員会
計画策定事務局	地区社協	地区社協

表中の注

1) 2001年度頃からの5ヶ年計画であり、地区により策定年度に若干の差がある。

2) 2010年度頃からの5ヶ年計画であり、地区により策定年度に若干の差があるものの、計画終了年度は、2014年度にすべての地区で一律にそろえている。

てはならない。

〇市社協が策定した第1次、第2次の計画は、住民主体というより市社協事務局および計画策定委員が主体となり策定されたため、住民の計画というよりむしろ市社協事務局の計画となったのが現実であった。また、小地域ごとに抱える地域問題やその対応状況が異なっていたが、それら固有性に十分に対応する計画内容とはならなかった。〇市社協はこの状況を課題として捉え、その解決を図るため、2000年度より地区福祉活動計画の策定に取り組みはじめた（表2）。

地区福祉活動計画の策定にあたり、市社協が各地区社協に対し地区福祉活動計画の策定を呼びかけ、その策定方法のモデルを各地区社協に提示した。そのモデルとは、①全世帯を対象とした福祉意識アンケートを実施、②住民懇談会を開き、アンケート結果について議論、③地区社協等により構成された計画策定委員会を設置、④計画策定委員会により計画を策定、といった流れを示したものであった。アンケートの質問項目は市社協が考案したものをうい、市内すべての地区社協が質問紙を全世帯に配布し、回収した。しかし、アンケート調査を経て、計画策定委員会を実際に設置した地区社協は8地区に留まった。この委員会の構成メンバーは、地区により若干の差異があったものの、その多くは地区社協長、地域福祉サポーター、民生委員児童委員、高齢福祉推進員といった地区社協の中心的メンバーにより成り立つものであった。

結果として第1次地区福祉活動計画は、市内で

地区社協が18地区にあるなかで、うち8地区のみ計画の策定が完了した。その内容は、その時点において実施していた地区社協の年間活動内容をそのまま掲載したものが主であり、この計画は地区住民のものではなく、地区社協のものという性格が強いものであった。

市社協は、すべての地区において計画を策定する必要性を認識し、2009年度より第2次地区福祉活動計画の策定に取り組みはじめた。第1次計画策定時と同様に、市社協が各地区社協に計画の策定を呼びかけて、計画策定の必要性について市社協と地区社協との間で共通認識をもった。策定方法については、市社協が地区社協に一方的に提示するのではなく、地区社協の主要メンバーにより計画策定検討委員会を組織し、そこで計画策定の方法について検討し、方法モデルを考案した。この委員会の委員は、18地区の社協の互選により選出された者により構成された。その方法モデルとは、①策定委員会の委員は、地区社協の主要メンバーのみで構成するのではなく、自治会をはじめとする各種団体を含める、②老若男女を問わず、様々な立場の住民に呼びかけ住民懇談会を開き、地域問題について議論し、問題意識と解決方針を住民の間で共有する、③アンケートを実施するか否かは、地区社協の意思に任せる、④計画書は、A4用紙で数枚程度とする、といった内容のものであった。

結果として、①計画策定委員会は、地区社協の主要メンバーのみで構成した地区や各種団体を含めて構成した地区、②住民懇談会は、地区社協の主要メ

ンバーのみの間で行った地区や各種団体代表者を含めて実施した地区、③アンケートを実施した地区やしなかった地区、④計画書をA4用紙で10枚程度とした地区や1枚とした地区、というように地区の意思や実情に応じ、市内すべての18地区において計画が策定された。計画内容は、その時点において実施していた地区社協の年間活動内容をそのまま掲載したものや必要性が低いと判断された事業を廃止し、住民懇談会の意見に基づき新たな事業の実施を計画したものなど、様々なものとなった。この計画は、いずれも地区社協が主体となり実施するものとなっており、第1次計画のように地区住民のものではなく、地区社協のものという性格が強いものであることには変わりなかった。

地区社協の主要メンバーのみではなく、各種団体代表者などの参加のもとに住民懇談会を開き、地域問題とその解決方針について協議したうえで計画を作り上げた6ヶ所の地区においては、いずれの地区からも、地域問題について真面目に議論しあう場はこれまでに無かったので住民懇談会は有意義な機会だという意見が住民から挙がった。

以上のように、第2次計画の策定は、市内すべての地区において完了し、現在この計画を遂行している状況にある。計画策定の過程や計画内容の質については地区により様々ではあるが、計画策定を契機に、ある程度、地区住民の間で地域問題に関する問題意識とその解決方針について共有され、共通の目標を掲げたうえでの地域福祉の展開に結びついたものと考えられる。それは、計画を一貫して住民主体により策定し、推進される形に少しは近づいたともいえよう。

第1次計画の策定が完了したのが8地区のみに留まった一方で、なぜ第2次計画の策定は、すべての地区で完了したのか。それは、①計画策定方法のモデルを計画策定検討委員会により考案したため、地区社協の意思や実情に応じた方法モデルとなったこと、②計画書をA4用紙で数枚程度とすることを基準としたため、地区社協にとって負担がさほどかからなかったこと、③住民懇談会における協議内容をアンケート結果についてではなく、地域問題について話し合うこととしたため、住民が日頃から感じている問題意識について自由に発言できたこと、という点が理由として挙げられよう。つまり、計画を策定するにあたり、地区にとっての負担を軽減する

一方で、意義ができるだけ高いものとなるように工夫した結果、すべての地区で策定が完了したものと考えられる。

## V O 市社会福祉協議会における地区福祉活動計画策定の今後の課題

先述したように、第1次計画ならびに第2次計画ともに地区住民が相互に協力して計画を遂行するものではなく、地区社協が主体的に遂行するものという性格が強い計画となった。なぜならば、計画策定を呼びかけ、計画書の案を作成したのは地区社協だからであった。そもそも地区社協とは、地区自治会を構成する一部の組織である。地区社協は、地区を代表する権限はなく、地区の福祉活動の推進を主たる目的とする団体である。地区を代表し、あらゆる地域問題の取り扱いについて一定の責任や権限をもつのは地区自治会である。よって本来ならば、計画策定を呼びかけるのは、地区自治会と地区社協の双方が行うべきであった。また、計画書の作成も、その双方が責任をもち行うべきであった。地区社協が行うから地区自治会もその動きに賛同するという形ではなく、地区自治会も主体的に計画策定とその推進に向けて動かなければならなかったのである。

また、18ある地区社協のうち一部の地区社協では、計画策定に対する意識が低かったところもみられ、そのような地区社協の意識をいかに高めるかが課題として残された。意識が高まらなかった理由として、①地区社協長自身が地域福祉への関心が薄いこと、②地区社協の構成員一人ひとりが地域問題を問題として認識していないことが多々みられること、③地区のなかで、地区社協の存在価値が低くみられ、地区社協の影響力が低いこと、などが挙げられる。

本来ならば市社協は、このような実態を的確に分析し、地区社協や地区住民の問題意識を高める仕掛けを計画策定に先行して行わなければならなかった。しかし、そのような作業を経ることなく計画策定を各地区社協に一律的に働きかけた。その結果、計画策定に対する意識が低いまま受け身的に計画策定に踏み切ったため、形骸化した計画が策定された地区が現れた。

次に、計画策定の方法について課題を指摘しなければならない。それは、地区において、問題解決の方針を検討する過程についての課題である。先述の

ように、基本的に住民懇談会において、住民の間で地域問題とその解決方針について議論し、その内容に基づき計画を策定した。その過程では、問題の発生要因を十分に検討することなく問題の解決方針を検討した。このため、結果的に対症療法的な解決方針が描かれた計画内容とならざるを得なかった。問題の発生要因そのものの改善を図ることを志向する問題解決行動を起こさなければ、根本的な問題の解決には至らない。地域問題の多くは、社会のしくみから生起しており、また、地域により問題の内容や発生要因は異なる。したがって、問題の発生要因を十分に検討することなく問題解決方針を定めるべきではない。

これらの反省をふまえ、第4次市地域福祉活動計画では、住民の地域問題に対する問題意識を高めるため、各地区での住民懇談会を繰り返し開催すること。さらに、地域問題とその発生要因を分析し、把握するための調査活動を住民と共に徹底して行うこと。そして、市社協や地区社協の力のみでは問題解決を図ることはできないため、行政、企業、各種団体などから構成される地域福祉推進委員会を結成し、市内のあらゆる主体の総力により問題解決を図ることが計画された。

この計画の推進過程を通じて住民をはじめとする各主体の問題解決能力が形成され、持続的な地域福祉の展開が期待される。

## VI おわりに

地域福祉の推進において住民参加は必要不可欠な要素と考えられる。地域の住民活動をどのように地域福祉に加えていくかは、少子高齢化時代には重要な課題である。高度経済成長時代に形作られた我が国の社会福祉制度が現在の少子高齢化の時代の社会にあてはまらなくなって久しい。地域福祉を推進していく目標を掲げている現在において、住民が福祉に積極的に参加しているかどうかは疑わしい。多くの住民にとって、地域福祉の推進は、自分のこととは考えられていない。地域社会が抱える生活の課題を、自分自身のことと捉え、地域社会に積極的に参加する姿勢を醸成することは、社会福祉にとって急務と思われる。社会福祉協議会の活動を通して、そのような姿勢の醸造をはかる上で、住民の生活圏域に根ざした地区の住民活動を、地区福祉活動計画として、

きめ細やかに策定することは重要なことである。地域の生活課題の把握、アセスメント、計画、実行、評価といった一連の社会福祉の方法や技術を通して、住民の社会参加を即していく必要があり、社会福祉協議会の果たす役割は大きいと考えられる。

## 文 献

- 厚生省（1960）『厚生白書（昭和34年度版）』  
 全国社会福祉協議会（1962）『社会福祉協議会基本要項』  
 厚生労働省（2002）『市町村地域福祉計画および都道府県地域福祉支援計画のあり方について』  
 全国社会福祉協議会（2004）『新・社会福祉協議会基本要項』  
 厚生労働省（2008）『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』  
 牧賢一（1953）『社会福祉協議会読本』全国社会福祉協議会  
 武川正吾（2006）『地域福祉の主流化』法律文化社  
 武川省吾（2005）『地域福祉計画—ガバナンス時代の社会福祉計画』有斐閣アルマ  
 野口定久（2008）『地域福祉論 政策・実践・技術の体系』ミネルヴァ書房

（2012年5月21日受付）

（2012年7月18日受理）

